



児童生徒規約

教室掲示用

高知県立高知江の口特別支援学校

☆学校生活における心得☆

- 授業や家庭学習は、病状に配慮しつつ意欲的に取り組む。
- 学校行事等には、参加するよう努める。
- 「思いやり」「感謝」「チャレンジ」の気持ちを大切に、有意義な学校生活を送る。

☆進んでおこなうこと☆

- 挨拶ができる
- 時間を守る
- 返事ができる
- 自分から人に関わる

1 持ち物について

- (1)学校生活に不必要な物（漫画、雑誌、ゲーム、音楽プレーヤー、お菓子等）は、持ち込み禁止とする。
携帯電話（スマートフォン等）についても、原則持ち込み禁止とする。ただし、登下校の連絡等で必要な場合については、諸手続により認めることとする。
（登校時に学級担任等が預かり、下校時及び必要になった場合に返却する。預かった物は職員室金庫に保管する。）
- (2)上記のことについて守れない場合は、担任又は児童生徒部が持ち物を預かる場合がある。

2 服装等について

- (1)制服の指定は行わないが、児童生徒らしい落ち着いた服装を心がけること。
- (2)カッターシャツ、ブラウス等の色は基本的に白とする。ただし前籍校の制服が色付きの場合は許可する。
他に、白・紺・グレーのポロシャツ（ワンポイント可）に限り着用を認める。
- (3)男子のズボン、女子のスカート（ズボン）は無地またはチェックのもので、色は黒・紺・グレーなど派手でないものとする。長さはズボンの場合、くるぶしが隠れる程度、スカートは膝が隠れる程度とし、極端に長いものや短いものは使用しない。
- (4)カッターシャツ、ブラウス等の下に着るシャツ等は白を基本とし、色や柄が表に映らないものとする。
ソックスについては白、紺、黒、グレーは可。冬季は女子の黒、紺無地のタイツは使用可とする。
- (5)詰襟、ジャケット、ブレザー等の上着の下に着用する防寒用の衣類は、黒・紺・グレー等のセーター・カーディガン等とする。フード付きの物は使用しない。
- (6)冬季に着用する防寒用の上着は黒・紺・グレー等の派手でない物とし、原則として屋内では着用しない。
- (7)通学用の履物は派手でない歩行しやすいものとし、校内では白を基調とした上履きを使用すること。
- (8)ピアス、マニキュア、染髪、化粧等の装飾等は禁止する。ただし、病状等、特別な事情については申出により許可する場合がある。

～中学部～

【制服について】

- ・スカート（ズボン）は無地またはチェックのもので、色は黒・紺・グレーとする。
- ・スカート丈はひざが隠れる程度の長さのもので、極端に長いものは使用しないこと。
- ・カッターシャツの色は基本的に白を使用する。白・紺・グレーのポロシャツも可
- ・カッターシャツの下に着るシャツの色は白、柄などが写らないものにする。
- ・詰襟学生服・ジャケットを着用しない場合、又はセーラー服の上に着る場合は黒・紺・グレーのセーター又はカーディガンを着用すること。
- ・フード付きのものは使用しないこと。

【履き物について】

- ・基本的には白を基調とした派手でないものを使用すること。

3 生活について

- (1)夜間の外出は保護者同伴とする。（午後10時～午前4時の間は深夜徘徊とみなされ、補導の対象となる）
- (2)16歳未満の児童生徒が午後6時～午後10時の時間帯にカラオケ、ゲームセンター等へ入場する場合は保護者同伴とする。
- (3)飲酒、喫煙等の法律に触れる行為は、謹慎を伴う処分の対象となる。

4 交通安全等について

- (1)交通ルールを遵守し、交通安全に努めること。
- (2)原動機付き自転車・自動二輪等の免許取得は禁止する。
- (3)普通免許取得について
 - ア) 普通免許の取得については原則禁止とする。
ただし、希望する高等部3年生に限り、下記の条件を満たした場合に普通免許取得を認める。
 - ①就職内定者（自動車学校入校時期）…2学期の中間考査終了後
 - ②就職・進学希望者（自動車学校入校時期）…2学期の期末考査終了後
 - イ) 校内の諸手続が完了し、許可が出てから自動車学校入校の手続きをすること。
 - ウ) 免許取得後は、速やかに学校に報告すること。運転免許証は卒業まで保護者が適切に管理する。

5 アルバイトについて

- (1)アルバイトは原則禁止とする。ただし、高等部の生徒については、申出によりその理由が適切であると認められれば、許可をする場合がある。
- (2)許可にあたっては、アルバイトの期間にかかわらず、保護者等から、アルバイト許可願いを提出すること。許可の判断には以下に留意すること。
 - ア) 主治医の同意を得ておくこと。
 - イ) 深夜勤務や風俗関係など高校生の本分を逸脱する職種でないこと。
 - ウ) 学業に支障をきたさないようにすること。

6 生徒指導の対象（してはいけない行動）

- (1)人に迷惑をかける等の問題行動をすること。
- (2)物を壊す、人を傷つける等の暴力行為をすること。